

高知工業高等専門学校福利会館運営規則

制 定 昭和58年6月 5日

一部改正 平成23年3月 4日

(名称)

第1条 高知工業高等専門学校福利会館を「建依会館」(以下「会館」という。)と称する。

(趣旨)

第2条 会館の運営については、別に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(目的)

第3条 会館は、学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動並びに学校生活を助長することを目的とする。

(施設)

第4条 会館には、次の施設を置く。

- (1) 第1サークル室
- (2) 第2サークル室
- (3) 教養室
- (4) 談話コーナー
- (5) 食堂ホール
- (6) 学生会室

(運営)

第5条 会館の運営は、校長の命を受けて学生主事が当たり、その事務は、学生課修学支援係で処理する。

(使用の範囲)

第6条 会館を使用することができる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 会館の使用を希望する者は、あらかじめ使用の許可を受けなければならない。

2 使用の許可は、学生主事が行うこととする。

(使用の制限)

第8条 会館の使用を許可された者(以下「使用者」という。)が、この規則及び第10条に定める細則の規定に違反した場合又は会館の運営上支障があると認められる場合は、使用の許可を取り消すことがある。

(弁償責任)

第9条 使用者が、故意若しくは重大な過失により、施設・設備又は備品を亡失又はき損したときは、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(使用の細則)

第10条 会館の使用に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、昭和58年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。